

残っているので、方向転換な
りができるよう最後まで努力
したい。

日本共産党 川口知子

問 百人を超す待機児の一方、
家庭保育室は百人以上の空き
がある。高い家庭保育室の保
育料を公立保育園と同一にす
べきだが見解を伺いたい。

答 公立保育園と家庭保育室
の保育料の格差については、
平成十八年度から家庭保育室
利用保護者への助成を拡充し、
その縮小に努めている。

保育料は、公立保育園では
世帯の所得税額及び市民税課
税額によって決まり、家庭保
育室では各施設が決めている。

家庭保育室の平均的な保育
料から市の助成による保育料
軽減費を差し引いた保育料と
公立保育園の保育料を比較す
ると、給与収入三百万円の時
帯で一萬五千八百円、五百万
円の世帯で一萬八千八百円の格
差が存在する。

市としては、今後も順次格
差是正に取り組んでいきたい。

日本共産党 本山修一

問 増税で市民生活が大変で

ある。所得の控除ができる
「障害者控除対象者認定申請
書」を要介護認定者全員に送
るべきだが、見解を伺いたい。

答 平成十八年の川越市にお
ける要介護認定者数の状況は、
要介護一は千八百九人、要介
護二は千二百九十二人、要介
護三は千三百八十六人、要介
護四は千八百八十三人、要介護
五は八百三十一人で、六千五
百一人にもなっている。

障害者控除対象者認定申請
について、これまでは毎年一
月に発行している広報川越で
周知を行ってきたところであ
る。

今後は、より一層の周知を
図っていくためにも、要介護
認定者全員に対し、障害者控
除のお知らせ文書に併せ、申
請書も送付していきたいと考
えている。

日本共産党 柿田有一

問 低賃金や無法で働く人が
苦しんでいる。「ポケット労
働法」を成人式で配るなど、
働く人に権利を知らせる取り
組みを独自に行うてはどうか。

答 最低賃金や労働組合等に
ついて、「ポケット労働

法」に記載されている。組合
での団体交渉に至らない方、
正規就労でない方の雇用改善
を行政として努力していくと
ともに、雇用側である企業の
発展も考えなければいけない。

川越市としては、今後もハ
ローワークなどと協力しなが
ら、雇用に関する啓発活動な
ど様々な行事を行っていきた
い。また、できる限り多くの
効果的な例を参考にすること
により、働く人が快適な状況
で安心して、良い待遇の下で
働き続けることができる環境
づくりをしていく必要がある
と考えている。

日本共産党 佐藤恵士

問 「消えた年金」市民の不安
をなくすため、市は、市民に
代わって社会保険事務所に加
入記録の照会を行う照会代行
を急いでやるべきだ。

答 今回の問題の根底には、
年金制度特有の「申請・届出
主義」があると思われる。国
の対策も、加入履歴等の情報
提供や呼びかけは行うが、届
出を行った方のみを救済しよ
うとするものである。

市としては、社会保険事務

所の「年金保険料納付記録の
照会届出書」を市の窓口で記
入していただき、後日、社会
保険事務所から回答してもら
う方法について協議をしてい
るところである。これについ
ては、社会保険事務所からも
実施の方向で進めたいとの意
向があったので、更に具体的
な協議をし、早期に実施して
いきたいと考えている。

啓政会 三上喜久蔵

問 今年から始まった「農地
・水・環境保全向上対策」に
ついての川越市の取り組みは、
伊佐沼周辺と北山田地区だが、
川越市全域に拡げるべきだ。

答 農地・水・環境保全向上
対策は、食料の安定供給や、
農地等の機能維持のため、地
域で行う農業基盤の保全管理
や減農薬、減化学肥料による
営農を支援するものである。

地区の拡充については、農
振農用地を対象に積極的に環
境保全に取り組む地域であり、
農業者だけでなくそれ以外の
方々の参加も前提となるため、
活動組織の体制づくりなど、
十分視野に入れながら進める
必要がある。

今後、国の地方への負担軽
減策等も慎重に見守りながら、
また、県等とも連携を図りな
がら、この対策を推進してい
きたいと考えている。

啓政会 若海保

問 南古谷地区の人口の急増
による地区内の学校を巡る諸
問題、特に県道並木川崎線拡
幅に伴う南古谷小学校への今
後の対応について伺いたい。

答 計画されている県道拡幅
工事が行われると、手狭にな
っている南古谷小学校の校地
が、更に縮小してしまうこと
が想定される一方、車道の幅
が拡がり、広い歩道が整備さ
れる可能性等も想定される。

子どもたちを交通事故から
守り、安全安心な毎日を過ご
させるためには、学校周辺の
道路環境の改善は必要なこと
であると認識している。

この県道拡幅工事的な具体的
スケジュール等が判明したと
ころで、子どもたちの登下校
時の通学路の再検討や、交通
安全教育の徹底等を実施し、
より安全な教育環境の整備を
図っていききたいと考えている。

政務調査費の使途に係わる ガイドラインを策定

政務調査費の使途に係わるガイドラインを策定し、五月二日より施行しましたので、その概要を紹介します。

基本的事項

政務調査費は会派（議員）が行う調査研究に必要な経費の一部として交付されるものであり、調査研究活動以外の経費に使用することは認められません。

税金からの交付金であり、その使途については適正な取り扱いと透明性を確保するため、「按分」での使用は認められません。（領収証書の全額が政務調査費に該当すること）

政務調査活動と議員個別の議員活動は一体となっている場合も多く、政務調査費の使用にあたっては、ガイドラインの使途に沿って支出し、川越市政の発展と市民福祉の向上に寄与するものとします。具体的な使途は、下表のとおりです。

旅費の算出根拠

旅費は、「議会の議員の報酬等に関する条例」第四条第二項の例により算出した額とします。

自動車を利用した旅費算出

旅費精算書により旅費金額を求め、会派経理責任者の確認を得ることとし、燃料費は満タン方式で給油時に領収書を得るか、走行1kmあたり二十円で精算します。

ETCを利用した場合は、精算書に出入インター名と金額を明記します。（領収書がある場合は添付します。）

領収書の公開

領収書その他支出を証する書面は事務局にていつでも閲覧することができます。（九時～十六時まで）

また、写しを求める場合は「川越市情報公開条例」に基づく手続が必要となります。

閲覧や公開は、毎年六月三十日以降から、前年度のものが可能となります。なお、平成十九年五月分からの適用ですので、平成二十年六月三十日からとなります。

規程項目	事 例	支出できる例	支出できない例
研究研修費	研究会・研修会を主催 (単なる懇談会の場とならないように、資料などを作成し保管)	会場費、音響機器などの借り上げ、講師謝金、茶菓代、資料印刷・コピー費、交通費（公共交通機関代・燃料代・駐車場代等）、タクシー代（ただし、相当の理由がある場合に会派経理責任者の承認を得て利用すること）	講師旅費（謝金に含めて領収書受領）、食事代、運転代行
	研究会・研修会に参加 (酒食を共にする会合や個人的な資格で加入する会合には支出しない)	出席者負担金、会費、旅費（交通費・宿泊費・日当）、タクシー代（上記ただし書き）	政治資金パーティー、個人的な資格で参加する団体の会費（青年会議所、ロータリークラブ、趣味の会、サークル等）
調査研究費	市内調査(比較的近距离) 市外調査(比較的遠距離) など	交通費（公共交通機関代・燃料代・駐車場代・高速代等）、タクシー代（上記ただし書き）、宿泊費・日当、資料等の購入、視察先手みやげ（1カ所3000円を限度とする）	車の維持費、修理費、事故に係わる費用、食事先等への移動費用 交通費の精算は旅費精算書にて精算をおこなう 旅費は「議会の議員の報酬等に関する条例」の例により算出する
	印刷製本	印刷代（印刷、用紙、インクなど）、事務機器（印刷機、パソコン、プリンタ、折り機など）リース代、事務機器（同上）購入、記録媒体（CD-Rなど）、文房具	
資料作成費	翻訳料	外国文献の翻訳、資料の音訳化や点字化	
	原稿料・市政分析	外部の団体や企業などへの調査委託	
資料購入費	書籍購入・購読料 (領収書に書籍名などを表書きする)	新聞、書籍、各種情報誌、会派インターネット使用料（接続料・プロバイダ料）、CD-ROM、DVD-ROM、購入資料の送料	スポーツ紙、一般週刊誌、同じ資料の複数冊購入
広報広聴費	広報活動	広報紙、報告書の印刷製本費、送付費用（封筒、送料など）、新聞折り込み、ポスティング、会派ホームページ維持管理費用（ホームページ管理、サーバー借用）	
	広聴活動	アンケートなど印刷費、広聴会開催会場費など、茶菓代	固定・携帯電話代、食事代
人 件 費	(調査研究活動として明確な業務内容であり、具体的に雇用契約を結ぶこと)	賃金、手当、社会保険料	3親等内親族に対する支出は認めない
その他経費	調査研究に必要な経費で議長が認めたもの	その都度必要に応じて議長が認める	議長が認めていない経費